平成２８年（フ）第１６２号
愛知県豊川市蔵子５丁目15番地22　ルアナ蔵子206号、従前の住所愛知県豊川市牛久保町若子30番地の１　フォーテック牛久保寮204号
債務者　市野　義崇
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１０３５号
東京都八王子市中野上町１丁目８番22号中野田口ビル502号
債務者　石田　真理
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０４４号
東京都立川市錦町３丁目12番16号ハイネス立川1102号
債務者　山下　明美
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０５９号
東京都立川市曙町３丁目12番５号シャトレーゼイン立川205号
債務者　大村　智幸
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３０９号
静岡県浜松市浜北区豊保117番地の15クレマチスⅢ203号、前住所静岡県浜松市浜北区東美薗1493番地の５
債務者　坂井　靖子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
長崎県佐世保市花高３丁目３番３－203号、前住所長崎県佐世保市大黒町６番１号
債務者　長嶋　梨沙（旧姓岩橋）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第５２５号
静岡市清水区蒲原１丁目９番19号
債務者　青野俊太朗
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後１時10分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５８号
愛知県豊川市美和通１丁目34番地の３、従前の住所愛知県豊川市諏訪西町１丁目38番地
債務者　居酒屋遊こと　岩村　聖市
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１６１号
愛知県豊橋市牟呂町字松崎２番地３（Ａ－506）
債務者　鈴井寅次郎
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月30日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２１６１号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根436－５　ローズハイム茅ケ崎108、住民票上の住所神奈川県高座郡寒川町岡田５丁目14番30号
債務者　小酒部秀夫
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３７号
静岡県浜松市南区鶴見町191番地
債務者　浅野　　眞
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２２４０号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸１丁目１番14－105号
債務者　木下　　宙
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３２３号
横浜市保土ケ谷区岩間町１丁目11番地２　三起ビル301号
債務者　山下　鶴男
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第９５号
大阪府和泉市黒鳥町１丁目９番63号
破産者　坂本　克己
1　破産債権の届出期間　平成28年12月14日まで
2　一般調査期日　平成29年２月20日午後１時30分
平成28年11月14日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
広島県尾道市向東町994番地
破産者　藤竹　　勉
1　破産債権の届出期間　平成28年12月16日まで
2　一般調査期日　平成29年１月18日午前11時30分
平成28年11月16日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３０号
熊本県菊池郡大津町大字杉水703番地２
破産者　恵愛石油株式会社
1　破産債権の届出期間　平成28年12月16日まで
2　一般調査期日　平成29年１月18日午後３時
平成28年11月16日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２２８号
横浜市港北区日吉７丁目22番13号
破産者　渡邊　　顕
1　破産債権の届出期間　平成28年12月19日まで
2　一般調査期日　平成29年１月17日午前10時50分
平成28年11月16日
横浜地方裁判所第３民事部